

○財務省告示第二百二十五号

中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和三年六月財務省告示第百六十三号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査において、当該調査に係る貨物を変更することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、同告示の一部を次のように改正する。

令和四年四月二十八日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
一 「略」		一 「同上」	
二 法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」と		二 「同上」	

いう。)の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 「略」

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第七二一七・二〇号に分類される亜鉛をめっきした鉄又は非合金鋼の線のうち、炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満で、横断面の最大寸法が一・五ミリメートルを超えるもの(ただし、電気めっきによるもの及び平線(横断面の形が平形のもの)を除く。)及び同表第七二二九・九〇号に分類される亜鉛をめっきしたその他の合金鋼の線(ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇八%以上〇・〇〇七%以下)のもので、同表第七二類の注1(f)に記載のほう素以外の元素の含有量が基準以下のものに限る。)のうち、炭素の含有量が全重量の〇

(一) 「同上」

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第七二一七・二〇号に分類される亜鉛をめっきした鉄又は非合金鋼の線のうち、炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満で、横断面の最大寸法が一・五ミリメートルを超えるもの(ただし、電気めっきによるもの及び平線(横断面の形が平形のもの)を除く。)

・二五%未満で、横断面の最大寸法が一・五ミリメートルを超えるもの（ただし、電気めつきによるもの及び平線（横断面の形が平形のもの）を除く。）（当該その他の合金鋼の線を以下「ほう素を少量含有する溶融亜鉛めつき鉄線」という。）

(三) 特徴 伸線工程を経た鉄若しくは非合金鋼の線又は合金鋼の線の表面に亜鉛めつきを施したものであり、主として金網類（フェンス、落石防護柵、落石防護網、じゃかご、クリンプ金網、亀甲金網）や各種有刺鉄線、さらにはパルプ結束線等の結束用途に用いられる。

〔三〇六 略〕

七 申請者の主張の概要（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されているもの）

(三) 特徴 伸線工程を経た鉄又は非合金鋼の線の表面に亜鉛めつきを施したものであり、主として金網類（フェンス、落石防護柵、落石防護網、じゃかご、クリンプ金網、亀甲金網）や各種有刺鉄線、さらにはパルプ結束線等の結束用途に用いられる。

〔三〇六 同上〕

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めつき鉄線を除く。以下本号において同じ。）と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和元年十月一日から令和二年九月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

〔二〕・〔三〕 略

八 「略」

九 調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶融亜鉛めつき鉄線に限る。）に係る令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十二条第一項の規定に

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和元年十月一日から令和二年九月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

〔二〕・〔三〕 同上

八 「同上」

〔新設〕

---

よる対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限  
〔一〕 証拠の提出及び証言についての期限 令和四年七月二十八日

〔二〕 対質の申出についての期限 令和四年八月二十九日

〔三〕 意見の表明についての期限 令和四年八月二十九日

〔四〕 情報の提供についての期限 令和四年八月二十九日

十 其他参考となるべき事項

〔一〕・〔二〕 略

〔三〕 その他

〔イ・ロ 略〕

ハ 調査対象貨物の変更に係る経緯は、財務

九 〔同上〕

〔一〕・〔二〕 同上

〔三〕 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

---

省及び経済産業省のホームページにおいて  
入手することができる。

二 調査対象貨物（ほう素を少量含有する溶  
融亜鉛めつき鉄線に限る。）に係る令第十  
条第二項前段及び第十条の二第二項前段の  
規定による証拠の提出を求めるため、調査  
対象貨物の変更の日において把握している  
利害関係者に対し、質問状を送付し、期限  
を定めて回答を求めるほか、その他の利害  
関係者からも回答が得られるよう当該質問  
状を財務省及び経済産業省のホームペー  
ジに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は  
所定の期限までに回答を行うものとし、利  
害関係者であるにもかかわらず、調査対象  
貨物の変更の日から七日以内に当該質問状

〔新設〕

の送付を受けなかった者は、調査対象貨物の変更の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。